

固定資産税の評価額が変わります

固定資産税は、土地や家屋、償却資産を毎年1月1日現在で所有している方が納める税金です。

<評価替え> 固定資産税は、土地や家屋の評価額に基づき、税額を算出します。土地や家屋は地価や物価の変動、家屋の価値の減少などを考慮して、3年に1度、評価額を見直します。平成18年度は見直しの年です。

土地...平成17年1月1日現在の地価公示価格などの7割を評価額とし、原則として3年間据え置きます。地価が下落している場合は、見直しを行います。

家屋...固定資産評価基準の改正や家屋の価値の減少などを考慮して、評価額を見直します。評価額は、3年間据え置きます。

<固定資産税額の計算> 土地...平成18年度の税制改正により、税額の計算方法が変わります。税額は、平成17年度課税標準額に平成18年度の評価額の5%を加えた額に税率1.4%を乗じて算出します。ただし、負担水準（平成17年度課税標準額を平成18年度の評価額で割った割合）が住宅用地で80%以上、商業地などで60%以上の場合は、据え置きや引き下げとなります。

宅地の負担調整措置一覧表

負担水準	住宅用地負担調整措置	商業地など負担調整措置
100%以上	100%まで引き下げ	
80～100%未満	据え置き	70%まで引き下げ
70～80%未満	前年度課税標準額+(今年度評価額×特例率(1)×5%)	据え置き
60～70%未満	5%)	前年度課税標準額+(今年度評価額×5%)
20～60%未満		
20%未満	20%まで引き上げ	20%まで引き上げ

(1)200㎡以下の住宅用地の課税標準額は1/6、200㎡を超えた面積分は1/3

家屋...家屋の税額は、評価額をもとに算出した課税標準額に税率1.4%を乗じて算出します。一定の条件を満たす新築住宅は税額を軽減する制度があります。

住宅用宅地・家屋の税額計算例（実際の税額とは100円単位で誤差が生じる場合があります）

区分	土地(2)	家屋(3)	(2)200㎡の場合 (3)築10年2階建て、 延床面積120㎡の場合
17年度評価額	1,500万円	692万8,000円	
17年度課税標準額	75万5,000円	692万8,000円	
18年度評価額	1,477万5,000円	606万2,000円	
18年度課税標準額	92万4,000円	606万2,000円	
評価額の変動率	-1.5%	-12.5%	
負担水準	31%	—	

土地の計算方法

$\frac{75万5,000円}{1,477万5,000円} \times 1/6$ (特例率) 31% 負担水準が31%のため「平成17年度課税標準額+(今年度評価額×特例率(1/6)×5%)」に税率1.4%を乗じる

$(75万5,000円 + 1,477万5,000円 \times 1/6 \times 5%) \times 1.4\% = 12,293円$ 【土地分】

家屋の計算方法

$606万2,000円 \times 1.4\% = 84,868円$ 【家屋分】

固定資産税額【土地分】12,293円+【家屋分】84,868円=97,100円(100円未満切り捨て)

浅羽地域（旧浅羽町）には都市計画税は課税しません。税額の計算は、改正された袋井市税条例・地方税法に基づいて計算しています。

☎ 税務課資産税係 ☎ 44-3110

新エネルギー機器 導入奨励金制度

地球温暖化の防止対策、エネルギーの有効

利用を進めるため、平成18年4

月1日以降に新エネルギー機器を導入する方に奨励金を交付します。

対象 市内在住で市税を滞納していない方で、次の～のいずれかに当てはまる方

住宅用太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約を締結した方

住宅用太陽熱利用システムを購入した方

住宅用太陽熱温水器を購入した方

住宅用風力発電機を購入した方

新車でクリーンエネルギー自動車为非営利目的で購入した方

ヒートポンプ型給湯器（エコキュート）を購入した方

潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）を購入した方

ガスエンジン給湯器（エコウィル）を購入した方

以外は、自らが居住する市内の住宅に設置した場合に限ります。

奨励金限度額 太陽を利用した機器～購入額の2分の1以内で30,000円まで

その他の機器～購入額の2分の1以内で20,000円まで

申請方法 市役所2階環境衛生課環境保全係または、支所1階市民サービス課窓口係にある申請書に必要事項を記入のうえ、設置の状況写真や領収書の写しなど必要書類を添付して市役所2階環境衛生課環境保全係へ提出してください。

申請書は、市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）からダウンロードできます。

奨励金の交付を受けた方は、機器の使用状況などの簡単な書類を提出してください。

☎ 環境衛生課環境保全係 ☎ 44-3115